

富加町建設工事に係るフレックス工期による契約方式の試行要領

令和2年5月1日

富加町訓令甲第10号

(趣旨)

第1条 この要領は、富加町が発注する建設工事（建設業法第2条第1項に規定する。）の一部において、フレックス工期による契約方式（受注者が一定の期間内で工事開始日（現場施工に着手する日をいう。以下同じ。）を選択することができ、書面によりこれが明確になっている契約方式をいう。以下同じ。）を試行するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(試行対象工事)

第2条 フレックス工期による契約方式を試行する建設工事（以下「試行対象工事」という。）は、富加町が発注する工事のうち、適用が可能であり、当該業務を所掌する事業課長（以下「発注者」という。）が必要と認めた工事を対象とするものとする。

- 2 次の各号に掲げる工事は、原則として試行対象工事としない。
- (1) 工期日数（積上げ工期の日数又は標準工期をいう。以下同じ。）にフレックス期間（契約日から工事開始日までの期間をいう。）を加算した期間が、予算の年度内に収まらない工事
 - (2) 緊急性のある工事
 - (3) 竣工又は供用開始日が定められている工事
 - (4) フレックス工期による契約方式になじまないと判断した工事（工事開始期限日及び工事開始日）

第3条 工事開始期限日は、該当工事に係る契約日から90日以内（工

期日数の30%を超えない) とする。ただし、特別な事情がある場合、発注者は上記期間を延長することができる。

- 2 発注者は、工事開始期限日をあらかじめ定め、これを明示するものとする。
- 3 受注者は、契約日から工事開始期限日までの期間で、任意の日を工事開始日とすることができる。
- 4 受注者は、前項の規定により工事開始日を定める場合は、契約前に工事開始日を工事開始日通知書（別記様式）により発注者に通知しなければならない。
- 5 契約締結後に工事開始日を変更する必要がある場合には、速やかに工事開始日通知書の変更を提出し、変更契約を締結すること。

(工期)

第4条 工事開始日から工期末日(工事請負契約書に記載する工期の最終日をいう。)までの期間は、工期日数を確保するものとする。

(前金払の取扱い)

第5条 試行対象工事に係る前払金は、予算の執行が可能となる時期以前に支払いを請求することができない。

(工事開始日前の取扱い)

第6条 契約日から工事開始日の前日までの期間における当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

- 2 契約日から工事開始日の前日までの期間には、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

(技術者の取扱い)

第7条 契約日から工事開始日の前日までの期間は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。

(経費の負担)

第8条 フレックス工期による契約方式の試行により増加する経費は、
受注者の負担とする。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項については、別に定めるところに
よる。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。